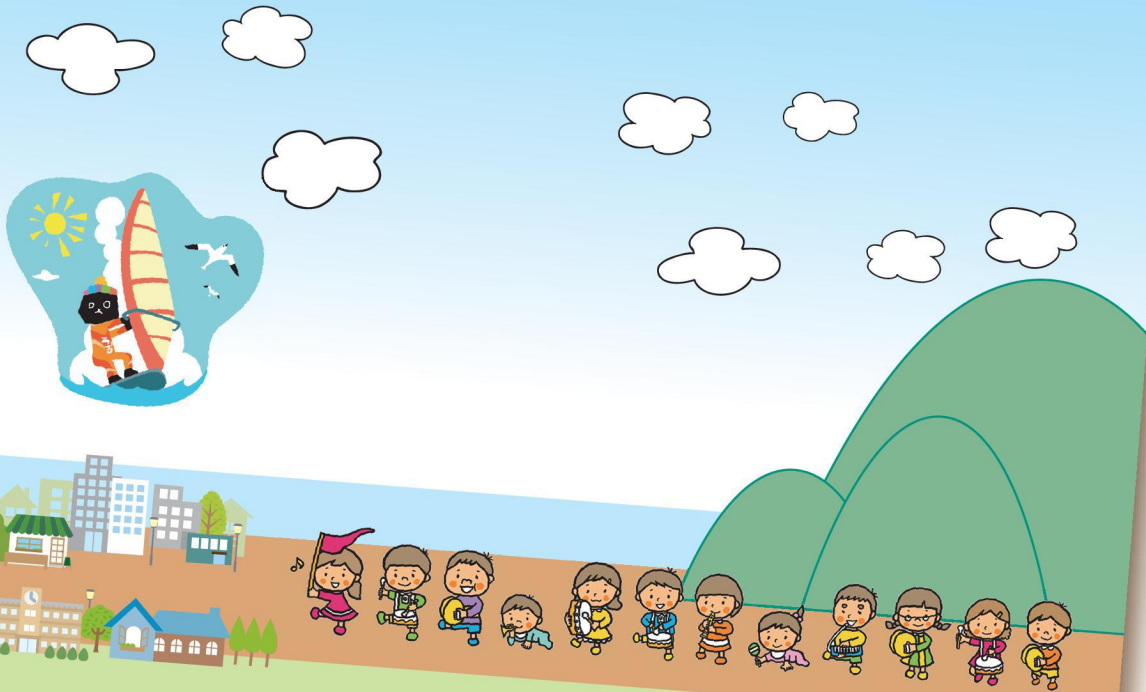


概要版

第2期うるま市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
うるま市

計画策定の概要

本市では、共働き家庭の増加とともに保育ニーズの高まりが顕著となり、保育園への利用希望者が増えているほか、子育て家庭からは幼児教育と保育機能の両面への対応が求められています。また、子育てに対する負担や不安、孤独感を解消し、安心して子育てできる環境も必要となっています。

計画の位置づけ

Copyright © 2014 Pearson Education, Inc. or its affiliate(s). All rights reserved.

- [illegible]

計画の期間

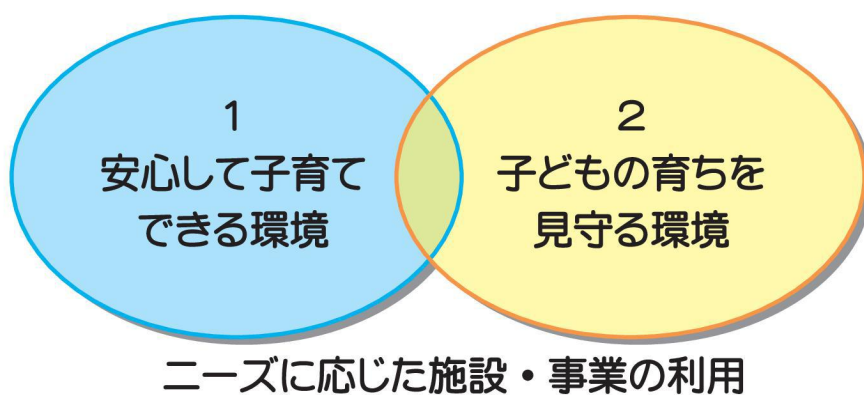
基本理念

子ども・子育て支援とは、保護者が子どもと向き合い子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことです。この計画では、地域の中で安心して子どもを産み育てていくことができる子育て支援を「目指すべき姿」としています。

子育てをみんなで支えあい、
夢と希望にあふれるまち うるま

基本目標

第2期計画では、「安心して子育てできる環境（各事業の提供体制の整備）」と、「子どもの育ちを見守る環境（相談事業等）」の2つを基本目標としています。それぞれの目標が充実することにより、子育て家庭のニーズに応じた施設・事業の利用につながることを目指します。



基本目標 1

■子ども・子育て支援事業の整備

1. 教育・保育事業
2. 地域子ども・子育て支援事業

■子ども・子育て支援事業関連施策

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進
4. ニーズに対応した教育・保育や子育て支援の円滑な利用の確保
5. 子どもの居場所づくり

基本目標 2

1. 子育て家庭のための相談・支援の充実
2. 児童虐待防止対策の充実
3. ひとり親家庭の支援の充実
4. 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実
5. 仕事と家庭生活との調和の実現（ワークライフバランス）のための働き方の見直し

第2期計画の基本施策

基本目標1 安心して子育てできる環境

1. 教育・保育事業

小学校就学前の子どもを持つ子育て世帯の支援を図るため、ニーズ調査結果に基づいた見込み量に対する確保を図り、安心して子育てができるよう環境整備を推進します。

2. 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設のみならず、地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を図るため、新制度に示されている地域子ども・子育て支援事業について、ニーズ調査結果に基づいた見込み量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進

幼児期の教育・保育施設等の充実に当たっては、保育園等による受け入れ体制の確保と、市立幼稚園の認定こども園移行による教育と保育の一体的提供を推進します。

また、教育・保育施設等が同じ方向性を持った質の確保が図れるように教育・保育施設等及び小学校が一体となり、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携を図り、資質向上に努めます。

4. ニーズに対応した教育・保育や子育て支援の円滑な利用の確保

保育サービスの充実のほか、地域の子育て家庭が身近な地域で子育て支援を受けられる環境づくりも必要です。子育て家庭の多様なニーズに対応できるように、教育・保育施設等や子育て支援について、利用しやすい環境づくりを進めます。

5. 子どもの居場所づくり

子どもたちが健やかに成長するために放課後や学校の長期休暇等、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりの推進が重要となります。

放課後児童クラブについてはニーズ量に即した整備を進めつつ、よりニーズの高い地域への対応を図り、保護者が安心して就労できる環境を整えます。また、児童館やこどもセンターの機能の充実を図り、発育・発達段階に応じた健全育成を担える施設となることを目指します。



基本目標2 子どもの育ちを見守る環境

1. 子育て家庭のための相談・支援の充実

保健・福祉・教育・医療機関など関係機関の連携強化を図るとともに、きめ細やかな支援、必要な支援がしっかりと行えるように「子育て世代包括支援センターだいすき」を中心とした「相談、把握、つなぎ」を重視した支援に取り組みます。

2. 児童虐待防止対策の充実

「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て支援施策と母子保健施策との連携を図り、養育支援を必要とする家庭の実態把握に努めるとともに、必要な支援の実施により児童虐待の予防を図ります。また、発見から対応について児童相談所をはじめとする専門機関との連携を図り、虐待の早期発見・早期対応を実施するなど児童虐待防止対策に取り組みます。

3. ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親が安心して子育てできる環境づくりとひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。

4. 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

障がい児等特別な支援が必要な子どもについては、障がいの早期発見のほか、一人ひとりの障がい状況に応じた支援や対応について、医療・保健・教育・保育等の各機関での対応充実とともに連携体制の強化を図ります。特に近年は発達障がいの子どもも増えており、家庭や関係者が発達障がいについて理解し、対応していけるように支援や資質向上を図ります。

5. 仕事と家庭生活との調和の実現（ワークライフバランス）のための働き方の見直し

仕事と家庭生活の調和の実現について、労働者、事業主、地域住民の理解や関係法令の周知に取り組み、働き方の見直しや子育て支援に取り組む企業等へ情報提供等に努め、実践していける環境づくりを目指します。



教育・保育事業（認定こども園や保育施設等）の目標

- 市立幼稚園については、認定こども園移行を順次進め、教育と保育の一体的提供及び3歳からの受け入れ体制を整備します。
- 保育ニーズに対しては、既存の認可保育園や公私連携型認定こども園の分園、地域型保育事業の新設を行うとともに、3歳児以上は市立幼稚園から認定こども園への移行による2号認定の受け入れで対応します。
- 待機児童の多い3号認定（1、2歳児）の保育ニーズに対しては、認可保育園等の新設や分園の整備により、更なる受け入れで対応します。

(1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前児童）

単位：人

	令和1年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	740	749	786	816	816	816
特定教育・保育施設※1	450	459	496	526	526	526
（うち認定こども園）	60	188	313	526	526	526
確認を受けない幼稚園※2	290	290	290	290	290	290

この施設で対応!!

- ・市立幼稚園 → 順次移行
- ・認定こども園
- ・私立幼稚園

(2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和1年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	3,046	3,674	3,774	3,759	3,759	3,759
特定教育・保育施設※1	3,038	3,666	3,766	3,751	3,751	3,751
（うち認定こども園）	125	497	802	1,334	1,334	1,334
企業主導型保育事業所※3	8	8	8	8	8	8

この施設で対応!!

- ・公立保育所
- ・認可保育所
- ・市立幼稚園（預かり保育利用）
- ・認定こども園 → 順次移行
- ・私立幼稚園（預かり保育利用）
- ・企業主導型保育事業所

(3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和1年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	528	591	621	654	666	666
特定教育・保育施設※1	419	476	494	527	539	539
地域型保育事業※4	97	97	109	109	109	109
企業主導型保育事業所※3	12	18	18	18	18	18

この施設で対応!!

- ・公立保育所
- ・認可保育所
- ・地域型保育
- ・企業主導型保育事業所
- ・認定こども園

(4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和1年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1,775	1,987	2,133	2,265	2,331	2,331
特定教育・保育施設※1	1,548	1,748	1,832	1,964	2,030	2,030
地域型保育事業※4	189	189	251	251	251	251
企業主導型保育事業所※3	38	50	50	50	50	50

この施設で対応!!

- ・公立保育所
- ・認可保育所
- ・地域型保育
- ・企業主導型保育事業所
- ・認定こども園

※1「特定教育・保育施設」とは、市立幼稚園、認可保育所及び認定こども園（公立含む）。

※2「確認を受けない幼稚園」とは、施設型給付の支援を受けない施設。

※3「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。
（確保方策に含むことが可能）

※4「地域型保育事業」とは、小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

地域子ども・子育て支援事業の目標（主な取り組み）

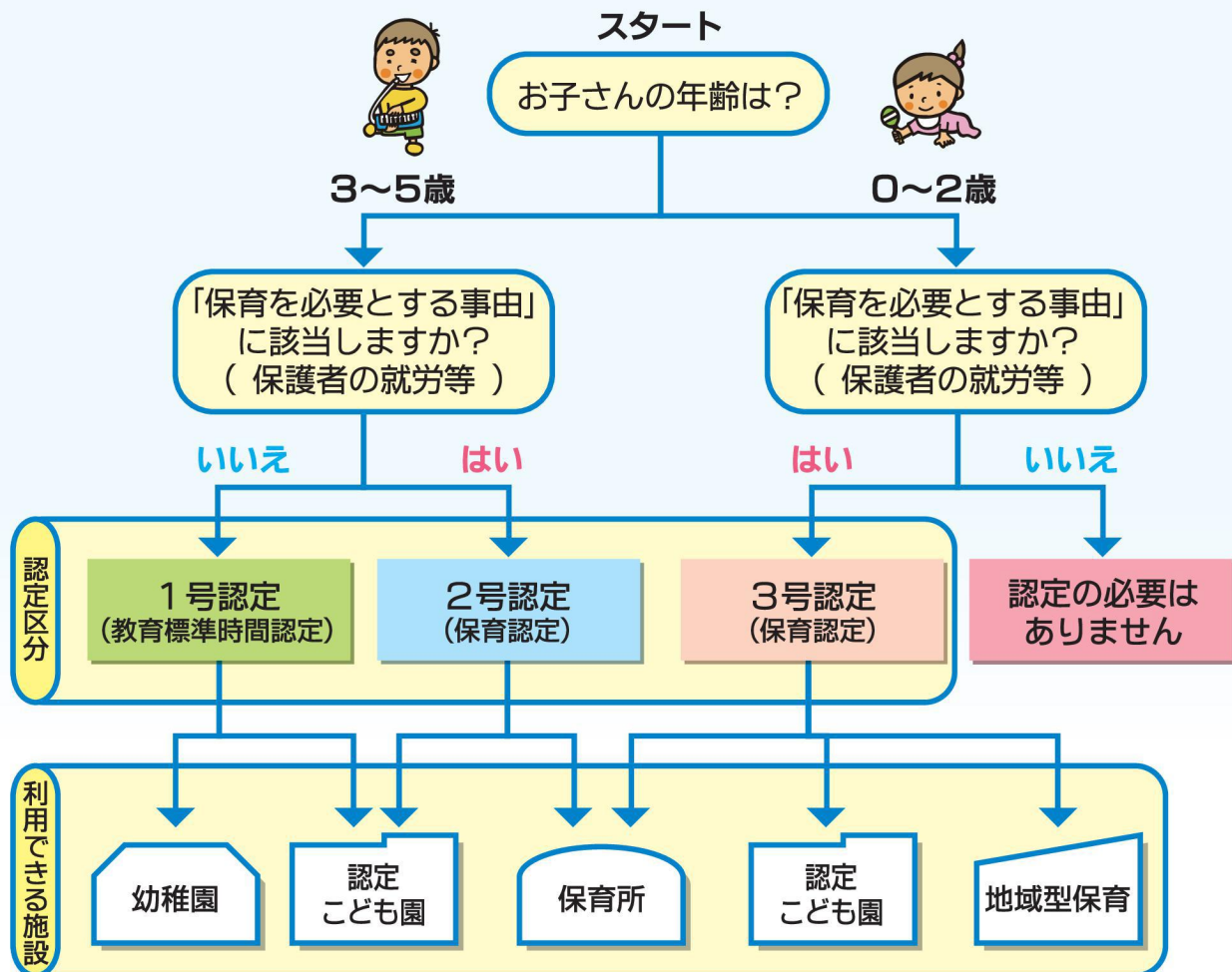
事業名・事業概要	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 延長保育事業					
認定こども園、保育所等において、利用時間を延長して子どもを預かります。	全 園	全 園	全 園	全 園	全 園
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）					
共働き家庭などで、放課後、家で子どもを見られない家庭の子どもを預かり様々な活動を行います。	2,478人	2,478人	2,518人	2,518人	2,558人
(3) 地域子育て支援拠点事業					
乳幼児や保護者の交流や子育ての相談・情報提供を行います。	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
(4) 一時預かり事業					
①幼稚園型					
幼稚園又は認定こども園において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に、一時預かりを行います。	全 園	全 園	全 園	全 園	全 園
②その他の一時預かり事業					
冠婚葬祭等不定期的なニーズに対し、保育施設等で一時的に子どもの預かりを行います。	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
(5) 病児・病後児保育事業					
子どもが病気などで保育施設等を利用できない場合に、病児・病後児保育事業を実施する施設などで預かります。	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）					
児童の預かりを希望する者と、預かりを行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	年間 1,450人	年間 1,550人	年間 1,650人	年間 1,750人	年間 1,844人
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）					
家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を一定期間預かります。	年間 49人	年間 49人	年間 49人	年間 49人	年間 49人
(8) 利用者支援事業（子育て世代包括支援センターだいすき）					
妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する相談等に適切に対応し、切れ目のない子育て支援に取り組みます。	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
(9) 乳児家庭全戸訪問事業					
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。	1,304人	1,297人	1,291人	1,289人	1,287人
(10) 養育支援訪問事業					
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等や家事援助などを行います。	20人	20人	20人	20人	20人
(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業					
要保護児童対策地域協議会の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。					
(12) 妊婦健康診査					
妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	年間 15,888人	年間 15,814人	年間 15,790人	年間 15,765人	年間 15,716人
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業					
世帯状況に応じ、教育・保育施設等に対し、保護者が支払うべき日用品、文房具などの教育・保育に必要な物品の購入費用等を助成します。					

認定区分について

就学前児童が教育・保育施設等を利用するときに、子どもの年齢や保育の必要性等に基づいて受ける認定区分のことで、以下のように分類されます。

認定区分	お子さんの年齢	保育の必要要件	給付の内容	利用できる施設
1号認定子ども 満3歳以上の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	満3歳以上 (3～5歳)	なし	・教育標準時間 (4時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であるもの	満3歳以上 (3～5歳)	あり (保護者の就労等)	・保育標準時間 (11時間) ・保育短時間 (8時間)	保育所 認定こども園 幼稚園 (預かり保育利用) 企業主導型保育事業所
3号認定子ども 満3歳未満の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であるもの	満3歳未満 (0～2歳)	あり (保護者の就労等)	・保育標準時間 (11時間) ・保育短時間 (8時間)	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育所等) 企業主導型保育事業所

あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



※1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。

※2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

※3 共働きでも幼稚園での教育を希望される場合、1号認定を受けることになります。